

議案 「大阪ビジネスパーク駅周辺地域 都市再生安全確保計画」の変更について

【内容】

別紙のとおり

【説明】

大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会では部会を置き、都市再生特別措置法第19条の13第1項に基づき「大阪ビジネスパーク駅周辺地域 都市再生安全確保計画」（以下、「安全確保計画」という。）を平成27年3月27日に作成し、現在までに計画の一部変更を3回行ってきた。

本案は、

- ① 大阪ビジネスパークエリア内の就業者数、一時退避者数及び備蓄量などの変更（1頁1-1-1、2頁1-3-2、3頁 表）
- ② 土地・建物所有者の変更（3頁2-1表 法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画）
- ③ 平成30年10月25日に実施した「帰宅困難者退避訓練」の結果を踏まえた、加筆・修正（6頁2-3-1 事務の実施体制、7頁2-4-3 整備済み施設の管理等）

などの加筆・変更を行った修正案の承認を諮るものである。

なお、今回の議案については、協議会規約第12条第9項の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げます。